

東 企 監 第 5 号

令和 8 年 7 月 2 8 日

東総広域水道企業団

企業長 越 川 信 一 様

東総広域水道企業団

監査委員

寺嶋 利和 

監査委員

田 杭平三 

令和 7 年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計に係る資金不足比率

審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和7年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計に係る
資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和7年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和8年7月28日

3 審査の方法

審査に当たっては、企業長から提出された令和7年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された令和7年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

5 審査意見

令和7年度の資金不足比率算定に係る流動負債の6,578万円に対し、流動資産は34億4,008万円となり、資金不足比率を算定すべき資金不足は生じていないため、経営健全化基準の20%に照らして良好な状況にあるものと認められた。

資金不足比率	経営健全化基準	備 考
— %	20 %	資金不足なし

注：資金不足を生じていないため、「—」にて記載